

強化拠点制度マネージャー設置要項

1 目的

強化拠点制度（Gunma Training System(通称：GuTS（ガッツ）））の制定に伴い、「強化拠点制度（GuTS）マネージャー（通称：マネージャー）」を設置することとする。設置の目的は、選手の育成方法や指導ノウハウを研究し、競技団体内の指導者に広める役割を担うとともに、ジュニア連携、医科学連携の司令塔を担うものである。また、各競技団体の強化拠点の運営を担うとともに、競技力向上対策の企画と推進により競技力向上を図ることが目的である。

2 設置要件

- (1) 当該競技団体が指定する強化拠点制度のマネージャーとなる人材で、全国や世界レベルの競技力向上を目指すにふさわしい者であること。
- (2) スポーツ医・科学データ活用やICTの活用に精通している人材が好ましい。持続可能な競技力向上に必要な専門的な知見を有し、競技団体内で強化の仕組みづくりを可能とする方が望ましい。
- (3) 強化拠点事業の現場で先頭に立って運営を行い、選手や他の指導者と協力して、競技団体としての取り組みを実現できる存在であること。
- (4) 当該競技団体会長の承認を得た者であること。

3 対象団体および設置人数

（公財）群馬県スポーツ協会加盟競技団体（うち国民スポーツ大会実施種目41競技とする）。1団体あたり原則1名とする。ただし設置人数は認定する際に群馬県スポーツ競技力向上策推進本部（以下、推進本部）と協議の上決定することとし、複数名を認めることもある。

4 任期

強化拠点制度の運用に準じる。

マネージャーの変更は年度途中でも認める。変更にあたっては団体長名で推進本部宛に書面をもって提出し、承認を得ること。

5 委嘱

競技団体長からの推薦に基づき、推進本部長が委嘱する。但し、群馬県、教育委員会及びスポーツ協会が任務の遂行に適さないと判断したときは、相互の協議のうえ委嘱期間中でも解職することができる。

6 活動

- (1) 指定された強化拠点を整備し、競技力向上対策を具体化するための年間計画（短・長期対策）を策定すること。
- (2) 指導現場で中心的な役割を果たし、選手や指導者に助言・指導・監督を行う。
- (3) 中央競技団体（NF）で開催する会議・研修会に参加し、県内（PF）へ情報交換会や研修会の企画や立案に努める。
- (4) 定期的に競技力向上対策の結果について評価・分析し、団体の強化事業について改善を図る。
- (5) スーパーキッズ、スタージュニア、高体連、中体連とも連携を図る。
- (6) 医科学機器や、スポーツテクノロジー機器等を積極的に活用するほか、医科学LABとも連携する。

7 活動費

- (1) マネージャーの謝金は、1人年間400,000円を上限とする。対象者が兼業兼職等の必要がある場合は、確実に手続きを行うこと。（税制処理を含む）
但し、本人の事情によって支給しないこともある。

その場合は、交付しないものとする。

- (2) 活動費の支払いは、群馬県が競技団体に交付する競技力向上対策費補助金から、競技団体の事務局経由で本人口座へ振込するものとする。

8 具体的業務内容 (合計業務時間：120時間／年を想定)

- (1) 各競技団体が実施する GuTS の長期、短期強化計画立案。(最大24時間／年を想定)

- ・国スポに向けた長期指導計画立案
- ・年間強化計画立案

- (2) 各競技団体が実施する GuTS での選手指導者育成指導に関すること。また、定期的に競技力向上対策の結果について評価・分析し、団体の強化事業について改善を図る

(最大72時間／年を想定)

- ・強化選手や強化担当の指導者の育成管理
- ・上級指導者を招聘しての指導者資質向上のための研修等

- (3) 科学的トレーニング活用事業に係る業務。(最大24時間／年を想定)

- ・科学的トレーニングの啓発等
- ・ダイレクター、サブダイレクター、医科学担当者との連携

9 兼業兼職について

- ・マネージャーの業務を行うにあたり、兼業兼職の許可が必要な場合は、マネージャー本人が、所属長等に必要な申請を行うこと。
- ・委嘱状については、推進本部にて作成する。
- ・委嘱状は、本人宛、および所属長宛とする。
- ・業務内容については、各競技団体で異なるため、団体にて記載すること。

- (注意) 公務員の場合、業務時間が多すぎると所属長あるいは決定権者にて承認されない場合がある。本人の業務内容を確認の上でしっかりと相談し、業務内容を記載すること。